

青森県報

号外第八十一号

平成十九年
九月二十八日
(金曜日)

目 次

海区漁業調整委員会

東部海区管内におけるとどの採捕の指示…………… (事務局) …… 一
西部海区管内におけるとどの採捕の指示…………… (同) …… 二

海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会指示第八号

青森県東部海区管内におけるとどの採捕(生け捕り又は獵銃を使用する者に限る。)について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成十九年九月二十八日

青森県東部海区漁業調整委員会
会 長 川 口 克 忠

一 定 義

この指示において、「とど」とは、アシカ亜目(アシカ科)のとどをいう。

二 採捕の承認

青森県東部海区海域において、とどを採捕しようとする者は、青森県東部海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

三 承認の手続き

とどの採捕の承認を受けようとする者は、別に定めるところで採捕承認事務取扱要領

に基づき、とど採捕承認申請書を委員会に提出しなければならない。

四 承認の対象者

承認の対象者は、次のいずれかに該当するものとする。

- 1 試験研究の用に供しようとする者
- 2 漁具被害等の漁業被害を防止しようとする者
- 3 その他委員会が特に認めたる者

五 承認をしない場合

次のいずれかに該当する場合は、承認をしない。

- 1 申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であるとき
- 2 その他委員会が特に必要があると認めるとき

六 承認者数の制限

委員会は、とどの採捕の承認者数の最高限度を別に定めるものとする。

七 採捕の期間

採捕の期間は、平成十九年十二月一日から平成二十年五月三十一日までとする。

八 採捕数の制限

委員会は、とどの採捕数の最高限度を別に定めるものとする。

九 承認証の交付

委員会は、採捕の承認をしたときは、申請者にとど採捕承認証を交付するものとする。

十 承認証の携帯義務

承認を受けた者は、とどを採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。

十一 採捕の制限又は条件及び停止

委員会は、とどの繁殖保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を付け、又は採捕の停止を指示することができる。

十二 承認の取消し

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取消することができる。

十三 所持販売の禁止

委員会の承認を受けない者が採捕したとどは、これを所持し、又は販売してはならない。

十四 報告書の提出等

承認を受けた者は、採捕頭数及び揚収後の処理状況等について別に定めるところで採捕報告書により、採捕後速やかに委員会に提出しなければならない。

十五 取扱要領

この指示に定めるもののほか、承認に係る取扱いについては、とど採捕承認事務取扱要領の定めるところによる。

十六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成十九年十月一日から平成二十年九月三十日までとする。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第九号

青森県西部海区管内におけるとどの採捕（生け捕り又は獵銃を使用する者に限る。）について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成十九年九月二十八日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 船 橋 正 良

一 定 義

この指示において、「とど」とは、アシカ亜目（アシカ科）のとどをいう。

二 採捕の承認

青森県西部海区海域において、とどを採捕しようとする者は、青森県西部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

三 承認の手続き

とどの採捕の承認を受けようとする者は、別に定めるところで採捕承認事務取扱要領に基づき、とど採捕承認申請書を委員会に提出しなければならない。

四 承認の対象者

承認の対象者は、次のいずれかに該当するものとする。

- 1 試験研究の用に供しようとする者
- 2 漁具被害等の漁業被害を防止しようとする者
- 3 その他委員会が特に認めた者

五 承認をしない場合

次のいずれかに該当する場合は、承認をしない。

- 1 申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であるとき
- 2 その他委員会が特に必要があると認めるとき

六 承認者数の制限

委員会は、とどの採捕の承認者数の最高限度を別に定めるものとする。

七 採捕の期間

採捕の期間は、平成十九年十二月一日から平成二十年五月三十一日までとする。

八 採捕数の制限

委員会は、とどの採捕数の最高限度を別に定めるものとする。

九 承認証の交付

委員会は、採捕の承認をしたときは、申請者にとど採捕承認証を交付するものとする。

十 承認証の携帯義務

承認を受けた者は、とどを採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。

十一 採捕の制限又は条件及び停止

委員会は、とどの繁殖保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を付け、又は採捕の停止を指示することができる。

十二 承認の取消し

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取消しすることができる。

十三 所持販売の禁止

委員会の承認を受けない者が採捕したとどは、これを所持し、又は販売してはならない。

十四 報告書の提出等

承認を受けた者は、採捕頭数及び揚収後の処理状況等について別に定めるところで採捕報告書により、採捕後速やかに委員会に提出しなければならない。

十五 取扱要領

この指示に定めるもののほか、承認に係る取扱いについては、とど採捕承認事務取扱要領の定めるところによる。

十六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成十九年十月一日から平成二十年九月三十日までとする。

とど採捕承認事務取扱要領

平成十九年九月二十八日青森県東部海区漁業調整委員会指示第八号及び青森県西部海区漁業調整委員会指示第九号に基づくとど採捕承認等に係る事務取扱要領を次のとおり定める。

一 承認の申請

とどの採捕の承認(以下「採捕の承認」という。)を受けようとする者は、とど採捕承認申請書(第一号様式。以下「申請書」という。)を、次に掲げる書類を添えて採捕しようとする海区の委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

- 1 申請理由書
- 2 採捕計画書(第二号様式)
- 3 船舶(漁船を除く。)を使用する場合は、当該船舶の船舶検査証書(写)
- 4 用船による場合は、船舶使用承諾書(印鑑証明書添付)
- 5 銃所持許可証(写)(猟銃を使用しない場合を除く。)
- 6 申請者の所属する漁業協同組合の意見書
(ただし、市町村が申請する場合は関係漁業協同組合の意見書)
- 7 その他委員会が特に必要とする書類

二 承認証の交付

委員会は、採捕の承認をしたときは、申請者にとど採捕承認証(第四号様式。以下「承認証」という。)を交付する。

三 承認証の書換交付

採捕の承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更を生じたときは、速やかにとど採捕承認証書換交付申請書(第五号様式)により、承認証を添えて委員会に提出し、書換交付を受けること。

四 承認証の再交付

採捕の承認を受けた者は、承認証を亡失し、又はき損したときは、速やかにとど採捕承認証再交付申請書(第六号様式)を委員会に提出し、承認証の再交付を受けること。

五 承認数の制限

委員会指示六に規定する承認数の最高限度は、青森県東部海区管内と青森県西部海区管内の合計で四件とする。

六 採捕数の制限

委員会指示八に規定する採捕数の最高限度は、青森県東部海区管内と青森県西部海区管内の合計で四頭とする。

七 採捕報告書の提出

委員会指示十四に規定するとど採捕報告書の様式は第七号様式のとおりとする。

八 承認証の返納

採捕の承認を受けた者は、採捕期間終了後速やかに承認証を委員会に返納しなければならない。

第1号様式

とど採捕承認申請書

平成 年 月 日

青森県・西部海区漁業調整委員長 殿

住所 氏名 所属漁業協同組合 印

とどの採捕の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 目的
- 2 採捕区域
- 3 採捕期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 4 採捕方法
- 5 使用船舶(船舶を使用する場合)
 - (1) 船名
 - (2) 船舶登録番号
 - (3) 総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数
 - (5) 船舶所有者 住所 氏名
 - (6) 採捕従事者 住所 氏名

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
注2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4縦長とする。

第2号様式

とど採捕計画書

平成 年 月 日

申請者 住所 氏名

採捕計画

月	漁獲頭数	備考
計		

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

第3号様式

とど探捕承認申請書

承認年月日：平成 年 月 日

承認 番号	申請者		使用船舶			根拠地	所属漁業 協同組合	船舶所有者		探捕従事者		備考
	住所	氏名	船名	登録番号	トビ数			馬力	住所	氏名	住所	

注 様式の大きさは、日本工業規格 A4 横長とする。

第4号様式

東・青
海・西
調認とどど第 号

とど採捕承認証

東・青森県・西
部海区漁業調整委員会指示第 号に基づき、次のとおり承認します。

住 所
氏 名

1 船 名	丸
2 漁船登録番号	
3 総トン数	トン
4 推進機関の種類及び馬力数	
5 採捕期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
6 採捕区域	青森県 部海区海域
7 根拠地	
8 採捕従事者	住 所 氏 名
平成 年 月 日	青森県・東 部海区漁業調整委員長

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

第5号様式

とど採捕承認証書換交付申請書

平成 年 月 日

東・青森県・西
部海区漁業調整委員長 殿

住 所
氏 名
所属漁業協同組合 印

とど採捕承認証の書換え交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 承認番号 青・東
西・海調認とどど第 号

2 承認年月日 平成 年 月 日

3 書換えをしようとする事項

項 目	現在の承認証記載事項	書換えしようとする内容

4 書換えを必要とする理由

注1 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

第6号様式

とど採捕承認証再交付申請書

平成 年 月 日

青森県・西部
東・西部海区漁業調整委員長 殿

住 所
氏 名
所属漁業協同組合
印

下記のとおりとど採捕承認証の再交付を受けたいので、申請します。

記

1 承認番号 青・東・海調認とど第 号

2 承認年月日 平成 年 月 日

3 亡失(き損)の理由

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4縦長とする。

第7号様式

とど採捕報告書

平成 年 月 日

青森県・西部
東・西部海区漁業調整委員長 殿

住 所
氏 名
所属漁業協同組合
印

とどを採捕したので、下記のとおり報告します。

記

1 承認番号 青・東・海調認とど第 号

2 承認年月日 平成 年 月 日

3 採捕内訳

採捕年月日	数量(頭)	処理状況	備考

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4縦長とする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭